

営業所等設置等届出書(県民税利子割用)

受付印

年 月 日

宮城県仙台中央県税事務所長 殿

所在地  
名称

県民税利子割の申告納入について宮城県県税条例第32条の3の規定により下記のとおりお届けします。

記

届 出 事 由		1 新設                      2 異動                      3 廃止 4 利子等の種別の変更													
新 設 等 年 月 日		年 月 日									[異動事由]				
法 人 番 号															
特別徴収義務者の営業所等		所在地		〒                      電話 (                      )											
		名称 (店舗名)													
特別徴収義務者番号 ※												※ 金融機関共同コード			
利子割の納入方法	1	店舗毎に納入する場合の利子等の種類		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19											
	2	本店等にて一括納入する場合の利子等の種類		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19											
	3	申告納入する(一括納入する)特別徴収義務者の営業所等		所在地		〒                      電話 (                      )									
				名称 (店舗名)											
特別徴収義務者番号												※ 金融機関共同コード			
(備 考)															

(記入要領は裏面にあります。)

〔記入要領〕

1 この届出書は、新設、異動、廃止、利子等の種別の変更があつた場合に該当する必要事項を記載し、その事実が発生してから15日以内に提出してください。

なお、この届出は本店、本部から提出しても差し支えありません。

2 記入方法

	記 入 欄	記 入 内 容	新設	異動	廃止	利子等の種別の変更
(1)	届 出 事 由	該当に○印	○	○	○	○
(2)	新 設 等 年 月 日	種別の変更の場合は納入開始年月日を記入	○	○	○	○
(3)	異 動 事 由	店舗の所在地、名称等が変更の場合に記入	—	○	—	—
(4)	特別徴収義務者の営業所等	店舗の所在地、名称を記入	○	○	○	○
(5)	特別徴収義務者番号	金融機関コード9桁を記入	○	○	○	○
(6)	利子割の納入方法	納入方法別に利子等の種類等を記入	○	—	—	○

(注) ○…記入する  
—…記入不要

3 利子割の納入方法

納入方法には、

- ① その店舗で徴収した税額を当該店舗で納入する方式
- ② 本部にて一括して納入する方式
- ③ 利子の種類に応じて①、②を併用する方式

がありますから、利子等の種類ごとにどの方法によるかを記入してください。

利子等の種類は、その店舗で納入する利子等の種類を下記により選択し、該当の番号に○印をつけてください。

1 特定公社債以外の公社債の利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預貯金等の利子	14 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属の売戻し条件付売買の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	